

令和4年度
塩尻市洗馬財産区特別会計
歳入歳出決算審査意見書

塩尻市監査委員

目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の着眼点	1
第4	審査の主な実施内容	1
第5	実施日程及び場所	1
第6	審査の結果	2

令和4年度塩尻市洗馬財産区特別会計歳入歳出決算 及び基金の運用状況審査意見書

この審査は塩尻市監査基準に基づき実施した。

第1 審査の種類

決算審査及び基金の運用状況審査

(地方自治法第233条第2項及び第241条第5項に規定する審査)

第2 審査の対象

- 1 令和4年度塩尻市洗馬財産区特別会計歳入歳出決算
- 2 令和4年度塩尻市洗馬財産区特別会計歳入歳出決算事項別明細書
- 3 令和4年度塩尻市洗馬財産区特別会計実質収支に関する調書
- 4 令和4年度塩尻市洗馬財産区財産に関する調書
- 5 令和4年度塩尻市洗馬財産区財政調整基金の運用状況調書

第3 審査の着眼点

決算その他関係書類が法令に適合しかつ正確であるか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、また、計数に誤りが無いかな等を主眼として審査を実施した。

また、基金の運用については基金出納簿及び証書類と照合し、目的に従って確實かつ効果的に運用されているかな等を主眼として実施した。

第4 審査の主な実施内容

市長から審査に付された決算書類について、財産区関係職員から説明を受け、例月出納検査の結果を参考にし、関係諸帳簿及び証書類との照合等の審査を実施した。

第5 実施日程及び場所

令和5年9月25日(月) 洗馬支所

第6 審査の結果

審査に付された財産区特別会計の事業報告書、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書は、いずれも関係法令に基づいて作成されており、歳入歳出決算書等に記載された計数については、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、誤りがないものと認めた。

決算内容及び予算執行状況についても、適正に執行され、所期の目的が達成されたものと認めた。

なお、審査の過程において明らかになった財産区特別会計の決算概要及び審査の所見は、次のとおりである。

洗馬財産区特別会計

1 決算の概要

本特別会計の歳入歳出決算の概要は、次表のとおりである。

区 分	予算現額 (円)	歳入決算額 (円)	歳出決算額 (円)	歳入歳出 差引額 (円)	予算・決算対比	
					歳入 (%)	歳出 (%)
4年度	1,758,000	1,749,594	1,339,529	410,065	99.5	76.2
3年度	2,305,000	2,406,855	1,694,168	712,687	104.4	73.5
比較増減	△ 547,000	△ 657,261	△ 354,639	△ 302,622	—	—

当年度決算については、歳入総額が1,749,594円、歳出総額が1,339,529円で、予算に対する歳出の執行率は76.2%であり、歳入歳出差引額410,065円を翌年度へ繰り越すこととなった。

歳入総額は、前年度と比較すると657,261円（27.3%）の減少となり、歳出総額は、前年度と比較すると354,639円（20.9%）の減少となった。

(1) 歳入の状況

歳入決算の状況を款別にみると、次表のとおりである。

款 別	予算現額 (円)	調定額 (円)	収入済額 (円)	収入 未済額 (円)	収入率	
					対予算 (%)	対調定 (%)
財産収入	527,000 (16,000)	518,228 (24,878)	518,228 (24,878)	0 (0)	98.3 (155.5)	100.0 (100.0)
繰入金	44,000 (1,387,000)	44,000 (1,395,000)	44,000 (1,395,000)	0 (0)	100.0 (100.6)	100.0 (100.0)
繰越金	712,000 (300,000)	712,687 (323,167)	712,687 (323,167)	0 (0)	100.1 (107.7)	100.0 (100.0)
諸収入	475,000 (602,000)	474,679 (663,810)	474,679 (663,810)	0 (0)	99.9 (110.3)	100.0 (100.0)
計	1,758,000 (2,305,000)	1,749,594 (2,406,855)	1,749,594 (2,406,855)	0 (0)	99.5 (104.4)	100.0 (100.0)

※（ ）内は、令和3年度の数値である。

款別の収入済額を前年度と比較すると、財産収入が493,350円（1,983.1%）の増加、繰入金が1,351,000円（96.8%）の減少、繰越金が389,520円（120.5%）の増加、諸収入が189,131円（28.5%）の減少となっている。

なお、決算における各款の構成比は、財産収入が29.6%、繰入金が2.5%、繰越金が40.7%、諸収入が27.1%であった。

歳入の主なものは、財産収入の財産運用収入では、財政調整基金に係る基金積立金利子が7,228円、きのこ山貸付料が511,000円、繰入金では、市繰入金の森林整備事業繰入金44,000円、繰越金では、前年度繰越金が712,687円、諸収入の雑入では、支障木伐採補償金が474,660円であった。

(2) 歳出の状況

歳出決算の各款別執行状況は、次表のとおりである。

款別	予算現額 (円)	支出済額 (円)	決算 構成比 (%)	不用額 (円)	執行率 (%)	支出済額 前年度比 (%)
議会費	602,000 (602,000)	537,000 (562,183)	40.1 (33.2)	65,000 (39,817)	89.2 (93.4)	95.5 (101.6)
総務費	721,000 (1,115,000)	522,808 (907,714)	39.0 (53.6)	198,192 (207,286)	72.5 (81.4)	57.6 (288.4)
農林 水産業費	430,000 (583,000)	279,721 (224,271)	20.9 (13.2)	150,279 (358,729)	65.1 (38.5)	124.7 (60.7)
予備費	5,000 (5,000)	0 (0)	— —	5,000 (5,000)	— —	— —
計	1,758,000 (2,305,000)	1,339,529 (1,694,168)	100.0 (100.0)	418,471 (610,832)	76.2 (73.5)	79.1 (136.8)

※（ ）内は、令和3年度の数値である。

当年度決算における各款の構成比は、議会費が全体の40.1%、総務費が39.0%、農林水産業費が20.9%であった。

歳出の主なものは、議会費では、議員7人分の報酬（475,500円）等を含む特別職給与費が537,000円であった。

総務費の総務管理費の一般管理費では、傷害保険料（25,000円）等を含む一般管理事務諸経費が158,580円、財産管理費では、財政調整基金積立金が364,228円であった。

農林水産業費の林業費のうちの林業総務費では、森林専門委員3人分の委員等報酬が30,000円、作業報償金の林業総務事務諸経費が37,800円、火災保険料（12,665円）等を含む林業総務諸経費が42,665円であり、林道費では、作業報償金の林道整備事業費が96,600円であり、造林費では、作業報償金等の区有林管理事業費が72,656円であった。

(3) 実質収支に関する調書

本調書は、財産区特別会計の単年度収支を明らかにするためのものであり、記載された数値は、歳入歳出決算書と照合した結果、調書の記載に誤りはなく、適正であると認めた。

(4) 財産に関する調書

【 公 有 財 産 】

土地及び立木については、実地調査を省略し、財産台帳との照合調査を行った。調査の結果、調書の記載内容に誤りはないものと認めた。

〔 山 林 〕

土地については、面積が4,072,844㎡であり、当年度中の増減はない。

立木については、2,678㎥（自然蓄積分の増加率を3.0%と推定した。）の増加となり、当年度末現在高は91,952㎥となっている。

〔 出資による権利 〕

松本広域森林組合への出資が1,503口の150,300円であり、当年度中の増減はない。

〔 基 金 〕

財政調整基金は、前年度末現在高が21,724,261円であり、当年度中に364,228円を積立てたことにより、当年度末現在高は22,088,489円である。

2 審査の所見

- (1) 今年度の歳入総額は1,749,594円であり、前年度と比較すると657,261円（27.3%）の減少となった。

歳入の主なものは、きのこ山貸付料、前年度繰越金、支障木伐採補償金によるものである。

財産収入においては、前年度と比較すると493,350円（1,983.1%）の増加となった。その要因としては、本年度は、きのこ山貸付料（511,000円）が皆増となったためである。

なお、繰入金が44,000円で前年度と比較して1,351,000円（96.8%）の減少、繰越金が712,687円で前年度と比較して389,520円（120.5%）の増加、諸収入が474,679円で前年度と比較して189,131円（28.5%）の減少となっている。

- (2) 歳出総額は1,339,529円であり、前年度と比較すると354,639円（20.9%）の減少となった。主な支出については、議員報酬7人分（475,500円）、議員期末手当（61,500円）等の議会費が537,000円、傷害保険料（25,000円）、看板等作成委託料（120,000円）等の一般管理事務諸経費が158,580円、財政調整基金元金積立金（357,000円）及び財政調整基金利子積立金（7,228円）の財政調整基金積立金の財産管理費364,228円、森林専門委員3人分の委員等報酬が30,000円、作業報償金の林業総務事務諸経費が37,800円、火災保険料（12,665円）、林野組合負担金（30,000円）の林業総務諸経費が42,665円であり、林道費では、作業報償金の林道整備事業費が96,600円であり、造林費では、作業報償金等の区有林管理事業費が72,656円となっている。

- (3) 歳出において、議会費が全体の40.1%を占め、これに対して、財産区の本来の事業である森林整備事業等の農林水産業費は279,721円で歳出全体の20.9%であり、議員報酬が前年度と比較して16,097円（3.3%）削減されているものの、依然として、歳出において議会運営に要する費用を大きく占めている状況が続いている。

財産区や林業を取り巻く環境は依然として厳しい状況であり、山林経営による将来的な財政運営の見通しは困難である。

事業経費を財政調整基金繰入金で充当する財政状況が継続すると、将来的には財政調整基金が枯渇することも予想される。

財産区としての将来を長期的な視点から見極め、効率的、効果的な財産区運営及び財政経営に努めるとともに、山林経営の本来の事業目的を十分に果たすことのできる持続可能な財産区のあり方について検討する必要がある。